**売買基本契約書**

　＿＿＿＿＿株式会社（以下「売主」という。）と＿＿＿＿＿株式会社（以下「買主」という。）は、売主が買主に対して別紙に定める製品（以下「本製品」という。）を継続的に売り渡すにあたり、当該売買取引の基本的事項を定めるため、以下のとおり、売買基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

# **（適用範囲及び適用関係）**

1. 本契約は、本契約に基づく個々の契約（以下「付属契約」という。）のすべてに適用される。
2. 付属契約において本契約と異なる定めをした場合には、付属契約が本契約に優先して適用される。

# **（個別契約の成立等）**

1. 買主は、本製品の品名、仕様、数量、納期、納入場所、単価、注文合計金額、その他必要な事項を記載した注文書を、納期の●ヶ月前までに売主に送付し、売主は、当該注文書を受領後、●営業日以内に買主に注文請書を送付する。当該注文請書が買主に到達した時をもって、当該発注に係る個別の売買契約（以下「個別契約」という。）が成立する。ただし、売主が注文書を受領してから●営業日以内に買主に対して承諾しない旨の意思表示をしない場合は、当該期間が経過した時をもって、個別契約が成立したものとみなす。
2. 前項の定めにかかわらず、買主は、個別契約が成立するまでの間、売主に対して書面で通知することにより、個別契約の申込みの意思表示を撤回することができる。

# **（納入）**

　売主は、買主に対し、個別契約に定める納入期日に、個別契約で定める納入場所において、本製品を納入する。納入に必要な費用は売主の負担とする。

# **（検収）**

1. 買主は、売主から本製品の引渡しを受けたときは、両当事者間で別途定める基準及び方法によって、引渡しから●営業日以内に受入検査を行い、当該受入検査に合格したものを受領し（以下「本検収」という。）、不合格となったものがある場合には、売主に対し、速やかにその旨を通知する。本製品の引渡し後●営業日以内に当該通知が売主に到達しない場合には、当該本製品は、本検収に合格したものとみなす。
2. 本検収の結果、不合格品が認められた場合には、売主は、直ちに売主の費用負担で当該不合格品を引き取るとともに、買主の指示に従い、直ちに代替品の納入、当該不合格品の修補、修補に代わる損害賠償、又は代金の減額若しくは返還を行う。
3. 本検収の結果、本製品の数量不足が判明した場合には、売主は、買主の指示に従い、直ちに不足品の納入、損害賠償、又は代金の減額若しくは返還を行う。
4. 本検収の結果、本製品の数量超過が判明した場合は、売主は、売主の費用負担で超過分を引き取らなければならない。

# **（所有権）**

　本製品の所有権は、本検収に合格した時をもって、売主から買主に移転する。

# **（危険負担）**

　本製品について、本検収を行う前に滅失、損傷、その他一切の損害（以下「滅失等」という。）が生じた場合には、当該滅失等は、それが買主の責めに帰すべき事由によって生じたときを除き、売主の負担とし、本検収完了後に本製品の滅失等が生じた場合には、当該滅失等は、それが売主の責めに帰すべき事由によって生じたときを除き、買主の負担とする。ただし、第１１条に定める場合には、同条に定めるところによる。

# **（代金の支払）**

売主は、毎月末日（以下「締日」という。）を締切として、当月に買主が本検収を行った本製品に関する買主の代金支払総額を集計し、所定の明細表により買主に代金支払総額を通知する。買主は、当該代金支払総額を、締日の翌月末日（ただし、当該日が買主又は金融機関の休業日の場合は翌営業日）限り、売主が指定する金融機関口座宛て振込送金の方法により支払う。振込手数料は買主の負担とする。

# **（担保責任）**

1. 買主は、本製品がその種類、品質又は数量に関して本契約若しくは付属契約の内容に適合せず、 かつ、本検収によっては当該不適合を発見することができなかった場合には、売主に対し、本製品の修補、代替物若しくは不足分の引渡し（以下、あわせて「履行の追完」という。）又は代金の減額のうちから、１つ若しくは複数の手段を選択し、請求することができる。なお、買主は、売主に対して代金の減額を請求する場合には、事前に相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。
2. 前項の規定は、買主の売主に対する損害賠償請求及び契約の解除を妨げない。
3. 買主は、第１項所定の不適合（数量及び権利に関する不適合を除く。）を発見した場合は、当該不適合を発見した日から１年以内にその旨を売主に対し書面により通知しなければ、当該不適合を理由として、前二項に定める履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。
4. 本契約においては、商法第５２６条及び民法第５６２条第１項但書は適用しない。

# **（知的財産権に関する紛争）**

1. 売主は、買主に対し、本製品の製造、販売、使用、譲渡、所持、その他本契約の履行上の一切の行為が第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し、保証する。
2. 売主は、買主の請求がある場合は、本製品に関して売主が保有する第三者の知的財産に関する情報を速やかに提供し、又は買主からの疑義事項に関する照会に誠意をもって速やかに対応する。
3. 当事者は、本製品に関し、第三者から知的財産権の侵害を理由とする警告又は訴訟の提起を受けるなど、紛争（以下「知財紛争」という。）が生じた場合は、直ちにその旨を相手方に書面により通知しなければならない。
4. 売主は、知財紛争により買主が被った損害を補償し、買主に損害を及ぼさないための最善の措置を講ずる。
5. 知財紛争が生じた場合、買主は、当該知財紛争が終結するまでの間、当該知財紛争の対象となっている本製品が未だ納入されていない個別契約について、売主に対する履行の一時停止の求め、発注の取消し、その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、売主は、買主に対し、当該措置により生じた一切の損害の賠償を請求することができない。

# **（契約の解除及び期限の利益の喪失）**

1. 当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、何らの催告を要せず、直ちに本契約又は付属契約を解除することができる。この場合、解除者が相手方に対して損害の賠償を請求することを妨げない。また、相手方の解除者に対する債務は、何らの催告を要することなく、直ちに期限の利益を喪失する。
2. 本契約又は付属契約に違反した場合において、当事者が●日以上の期間を定めて相手方にその解消を催告したにもかかわらず、その期間内に解消されないとき
3. 債務の全部又は重要な一部の履行が不能であるとき
4. 支払不能又は支払停止の状態に陥ったとき
5. 自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所若しくは電子債権記録機関による取引停止処分があったとき
6. 強制執行、仮差押え、仮処分、若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
7. 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを行ったとき若しくは申立てを受けたとき又は任意整理の表明を行ったとき
8. 監督官庁から営業の停止、許可の取消し等の処分を受けたとき
9. 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
10. 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約又は付属契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
11. 当事者間の信頼関係が著しく損なわれたとき
12. 前各号に準じる事由が生じたとき
13. 前項各号に掲げる事由の発生が、解除をしようとする当事者の責めに帰すべき事由による場合には、当事者は、前項の規定による本契約又は付属契約の解除をすることができない。

# **（不可抗力）**

1. 天災、戦争、法令の変更、その他不可抗力事由が生じたことにより、本契約若しくは付属契約に定める債務（金銭債務を含む。本条において以下同じ。）の履行が不能若しくは困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、債務者は速やかにその旨を債権者に通知する。
2. 前項に定める事由により、本契約又は付属契約に基づく債務の全部若しくは一部を履行することができなかった場合、債務者は当該不履行について責任を負わず、当事者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約及び付属契約を解除することができる。なお、当該解除に伴い、解除者は、相手方に対し、損害賠償債務、その他一切の責任を負わない。

# **（反社会的勢力の排除）**

1. 当事者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
2. 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）であること。
3. 自ら並びにその親会社、子会社及び関連会社の取締役、監査役、執行役その他これらに準ずる者（以下、あわせて「役員等」という。）が反社会的勢力であること。
4. 反社会的勢力と次の関係を有すること。

　　①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

　　②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

　　③自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用する関係

　　④反社会的勢力に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する関係

　　⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

　　⑥その他前①から⑤までに準ずる関係

1. 反社会的勢力に対し、自らの名義を貸すこと。
2. 当事者は、自ら又は役員等が、第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証する。
3. 暴力的な要求行為
4. 法的な責任を超えた不当な要求行為
5. 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
6. 風説を流布し、若しくは偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
7. その他前各号に準ずる行為
8. 当事者は、相手方が、前二項の規定に違反した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約及び付属契約を解除することができる。
9. 前項の規定に基づき解除をした当事者は、相手方に対し、当該解除により生じた一切の損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）の賠償を請求することができる。
10. 第３項の規定に基づき解除をされた当事者は、相手方に対し、当該解除により生じた一切の損害の賠償を請求することができない。

# **（損害賠償責任）**

　当事者は、相手方が本契約又は付属契約に違反したことにより損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を被った場合は、当該損害の賠償を相手方に請求することができる。

# **（譲渡制限）**

当事者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約又は付属契約に基づく契約上の地位並びに権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

# **（秘密保持）**

1. 本契約又は付属契約により相手方（以下、本条において「開示者」という。）の業務上及び技術上の秘密（以下「秘密情報」という。）を知った当事者（以下、本条において「受領者」という。）は、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約又は付属契約の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
2. 開示者から開示された時点において、受領者がすでに了知していた情報
3. 開示者から開示された時点において、すでに公知であった情報
4. 開示者から開示された後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
5. 開示者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、受領者が秘密保持義務を負うことなく、適法に取得した情報
6. 開示者から開示された情報によらずに自己が独自に開発した情報
7. 受領者が開示者の書面による事前の同意を得て第三者に秘密情報を開示する場合は、当該第三者との間で本契約と同等の秘密保持契約を締結し、本契約に基づく義務と同等の義務を遵守させるとともに、第三者が当該義務に違反した場合には、受領者による義務の違反として、開示者に対して直接責任を負う。
8. 第１項の定めにかかわらず、受領者は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に基づき、秘密情報の開示を求められた場合、法令に反しない範囲でその旨を開示者に通知した上で、必要最小限の範囲で秘密情報を公表し、又は開示することができる。この場合、前項は適用しない。

# **（有効期間等）**

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から２０２●年●月●日までとする。ただし、期間満了の●か月前までに当事者のいずれからも本契約を終了させる旨の申入れがない場合には、本契約は従前と同一の条件で●年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、第９条（知的財産権に関する紛争）、第１４条（譲渡制限）、第１８条（契約終了後の措置）及び第２０条（合意管轄）の各規定は本契約が終了した後も期間の制限なく、第１５条（秘密保持）の規定は本契約終了後も●年間、第８条（担保責任）及び第１３条（損害賠償責任）並びに第１２条（反社会的勢力の排除）第４項及び第５項の各規定は法令の定めによって権利が消滅するまで、なお有効に存続する。

# **（契約変更）**

　本契約及び付属契約は、両当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

# **（契約終了後の措置）**

　本契約が、第１６条に定める有効期間の満了により終了した場合であっても、履行が完了していない個別契約が存在するときは、当該個別契約との関係においては、本契約は、当該個別契約の履行が完了するまではなお有効に存続する。

# **（協議事項）**

　本契約又は付属契約について定めのない事項若しくは解釈上の疑義が生じた場合は、両当事者は、信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議する。

# **（合意管轄）**

　本契約又は付属契約に関連して生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約締結の証として、本書を２通作成し、買主及び売主は、記名・押印の上、各自１通を保有する。

２０２●年●月●日

　　　　　　　　　　　売主　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　（会社名）

　　　　　　　　　　　　　　　（役職・代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　買主　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　（会社名）

　　　　　　　　　　　　　　　（役職・代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

# **別紙**

|  |  |
| --- | --- |
| 品名 | 製品番号 |
|  |  |
|  |  |